

米穀の生産調整に関する方針

1. 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量目標の設定方針

ア 農業者別の生産数量目標の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者」という。）の生産数量目標については、奥出雲町・雲南市・飯南町の地域農業再生協議会または地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）での議論に基づき提供される生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という。）別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略等に基づき、地域協議会で設定された農業者への配分ルールに則して、別添のとおり設定する。

イ 農業者別の生産数量目標の面積換算値の設定方法

方針参加農業者の、生産数量目標の面積換算値については、地域協議会で設定された配分ルール等（別添）に則して、地域協議会の代表者から提供された需要量に関する情報の面積換算値の範囲内で決定する。

ウ 農業者別の生産数量目標及び面積換算値の通知方法

生産数量目標及び面積換算値の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に、直接、方針作成者及び協議会の代表者名で通知する（連名での通知）ことを基本とするが、ブロックローテーション等まとまりのある取組がある集落等については、当該集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産数量目標及び面積換算値の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

2. 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

米の生産調整の方針

ア 主食用米以外の作物等の作付方針

奥出雲町・雲南市・飯南町の地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、大豆、飼料作物、そば及び野菜、果樹等について、需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

イ 加工用米・飼料用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、加工用米及び飼料用米等の新規需要米（以下「加工用米等」という）の生産を取り組むこととする。なお、加工用米等の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

奥出雲町・雲南市・飯南町の地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけでなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、各地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。

このため、各地域協議会においては、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について十分議論するとともに、各関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米政策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
地域協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
その他必要な情報の提供

豊作により過剰米が発生した場合の対応方針

豊作により過剰米が発生した場合、その過剰分について、出来秋の段階において、速やかに方針参加農業者に対して伝達するとともに、市場からの隔離を行い、集荷円滑化対策を活用して、適切な過剰米対策を実施する。

ア 集荷円滑化対策に係る拠出金の徴収

方針参加農業者から集荷円滑化対策への加入申請があった場合、米穀安定供給確保支援機構（以下、「機構」という。）において定められる拠出単価×生産者毎の主食用水稻作付面積で求められる金額を方針参加農業者から徴収する。

徴収した拠出金については、方針参加農業者分を一括して機構に対して拠出する。

イ 過剰米が発生した場合の対応方法

豊作による過剰米は、農林水産省が公表する10月15日現在の作柄表示地帯別作況指数、主食用等水稻作付面積、過剰米算定単収により方針参加農業者毎に数量を特定し、通知する（出荷がその公表以前の場合、9月15日現在の作柄表示地帯別作況指数等の情報により仮置きする）。

必要に応じて、農業者間等において、処理すべき過剰数量を調整する。

生産者から出荷された米穀のうち、で算出した豊作による過剰米（の調整後の数量）については、集荷円滑化対策の融資単価等を踏まえ、民間流通米とは別に価格を設定し、民間流通米とは区分して保管する。

出来秋の段階で区分保管した豊作による過剰米については、豊作となった時点における需給状況等を踏まえ、以下の対応方法の中から適切な対応を行うこととする。

- a 区分保管分を翌年の農業者別生産数量目標から減少させた上で、その需要に対して、翌年の出来秋以降に古米として販売
- b 配合飼料用、新規加工用（米粉用等）、その他新規用途向けとして販売
- c 機構に対して、融資の返済として米を引渡し

ウ 区分保管する場合の米の保管方法

区分出荷された米穀については、JA雲南管内の農業倉庫（低温設備あり）において保管することとし、その具体的な保管場所及び保管方法が確定しだい、島根農政事務所長に対して報告する。イのにおいて、a又はcの対応とする場合は、低温保管を実施する。

3 「米需要拡大基金」に関する事項

米の消費拡大を図る観点から水稻作付面積10aあたり150円をJAグループとして取り組み「米需要拡大基金」への拠出について農業者に協力を求める。

(別添) 生産数量目標及び面積換算値の設定の方法

方針参加農業者等の生産数量目標については、地域協議会における検討を踏まえ、以下のとおり設定するとともに市町村が設定する配分基準単収の設定方法を併記する。

協議会名	市町村名	生産者への米の生産数量目標及び面積換算値
奥出雲町	奥出雲町	<p>農林水産省が公表する市町村別作物統計により直近7年間の最大値と最小値を除く5年間の平均に統計補正係数を乗じたものを配分基準単収とする。</p> <p>水田台帳面積から、かい廃カウント面積を除く面積を水田面積とし均等配分する。なお、醸造用米、もち米、水稻種子については生産数量目標から控除し、別枠で集落配分とする。</p> <p>醸造用米、もち米、水稻種子の別枠配分数量については、雲南酒米生産改良組合連合会、雲南もち米生産組合連合会、島根県農業振興協会(水稻種子)が提示した生産数量のうちにおいて連携を図り、調整を行う。</p>
雲南市	雲南市	<p>振るい目換算後の農済の実行単収に統計及び共済補正係数をそれぞれ乗じたものを配分基準単収(旧市町村単位)とする。</p> <p>水田台帳面積から、かい廃カウント面積を除く面積を水田面積とし均等配分する。</p>
飯南町	飯南町	<p>農林水産省が公表する市町村別作物統計により直近7年間の最大値と最小値を除く5年間の平均に統計補正係数を乗じたものを配分基準単収とする。</p> <p>水田台帳面積から、かい廃カウント面積を除く面積を水田面積とし均等配分する。</p>